

組合だより

第124号
4月8日
2009年

発行所 岡山大学職員組合
〒700-8530 岡山市津島中2-1-1
電話 086-252-1111 (代) (内線) 7168
直通 TEL・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

あなたも組合の仲間になりませんか？



新しく岡山大学に就職された教員、職員の皆様。おめでとうございます。岡山大学の一員として歓迎します。一緒に、これからの岡山大学を作って行きましょう。

ところで岡山大学教職員となられたあなたに、是非、組合に入って欲しいと思います。それはより良い大学づくりの上でも、あなたの大学生活においてもきっと有意義なものとなるでしょう。

組合はなぜ必要なのでしょう？ 我々は独立した職業人ですが、一人一人がバラバラでは良い大学は作れません。組合は、あなたが独立した職業人であることを保障しつつ、良い大学を作るための環境を作っています。

皆さんが独立した職業人であることを保障するために、組合は、労働条件の改善に努めるほか、情報提供、法律相談、サークル活動支援など、教職員の自律およびその連帯を支援し、働きやすい職場づくりに寄与しています。組合があることによって、皆さんは、大学の現在、自分の位置等を知ることができますし、何かあったときの仲間を得ることができます。

岡山大学職員組合のクリア・ファイルには、気球と飛ぶ鳥の絵が描いてあります。この気球は組合を象徴しています。鳥は、気球を見ながら風を読み、自分の行きたいところに行くことができます。組合はこの気球となることを目指して、大学情勢について検討し、情報を提供しています。



さらに組合は、より良い大学づくりのため、大学当局と良き緊張感のなかで、学長懇談会などを持ち、岡山大学のこれらについて議論したりしています。

教職員の皆さんはなぜ組合に入っているのでしょうか。教員アンケートの結果を見ると、1位がより良い大学を作るため、2位が、研究・労働条件改善のため、3位が情報の必要性となっています。岡山大学職員組合はこれらの期待に応えるた

めに努力しています。と同時に、組合に入ると、仲間ができるということが大きな要因ではないでしょうか。

岡山大学職員組合の特徴は、これからの大学づくりについての理論的検討にも精力的に取り組んでいることだと思います。それが皆さんに必要な情報を提供することにもなりますし、より良い大学づくりにもつながると考えています。もちろん、組合はまず組合員のためにあるわけですが、こうした検討はそのためにも必要なことだと考えています。

岡山大学職員組合は、現在、以下の7つの柱を掲げ、大学と交渉したり協力したりしながら岡山大学をよりよい大学にすることを目指して活動しています。

1. 「大学の自治」の一員として、大学の民主的運営に資するよう努めます。
2. 「学問の自由」の擁護者として、快適な研究・教育環境作りに貢献します。
3. 「働く者の権利」の擁護者として、労働条件の改善に努めます。
4. 「人権委員会（ユニオン）」を組織し、ハラスメント問題などの人権侵害と取り組む組合員を支援します。
5. 学習会や文化サークルなどを組織・支援し、組合員の文化的要求に応え、仲間作りを支援します。
6. 平和・人権・民主主義を柱とする日本国憲法を大切に、それが大学内において活かされるように努力します。
7. 上記の立場からよりよい大学づくりに積極的に参加します。

これら組合の活動からいかなるメリットを引き出すかは皆さん次第です。皆さんも是非、組合に入り、我々の仲間になっていただければと思います。

なお、組合費は各単組で異なりますので、組合事務所もしくは単組の役員にお尋ね下さい。組合費は、労働条件改善のための取り組み、組合員のみなさんの福利厚生活動、事務所の維持費など、組合の活動のために大切にに使わせていただいています。

給与明細の見方（常勤職員の場合）

毎月おなじみの給与明細で日頃はあまり丁寧に見る人は少ないようです。一度じっくり眺めてみると新しい発見があるかも知れません。それで給料が増える見込みはないとは思いますが。

（下記の説明で「規則」とあるのは「給与規則」のことです）



所 属		氏 名		差引支給額	振込額	手簿額
級号俸 ①	給与支給日 ②	基 礎 時間 金額	俸給支給額 ③	扶養手当 (日給単価) ④	調整手当 (勤務日数) ⑤	広域移動手当 (勤務時間数) ⑥
管理職手当 (勤務分数) ⑦	住宅手当 ⑧	単身赴任手当 ⑨	超過勤務時間 25 100 125 135 150 160 ⑩	超過勤務手当等 ⑪	期末手当 ⑫	勤勉手当 ⑬
初任給調整手当 ⑭	特殊勤務手当 ⑮	大学貢献手当 ⑯	宿日直手当 ⑰	通勤手当 ⑱	その他給与 ⑲	給与支給総額
標準報酬等級 ⑳	標準報酬月額 ㉑	給与支給累計 ㉒	社会保険料累計 ㉓	所得税 ㉔	共済料 ㉕	税金等 ㉖
健康保険 ㉗	介護保険 ㉘	共済長期 (厚生年金) ㉙	労働保険 ㉚	被課税金額 ㉛	所得税 ㉜	宿舎費 ㉝
住民税 ㉞	共済交付返済金 ㉟	財形貯蓄 ㊱	共済貯蓄 ㊲	団体積立貯蓄保険 ㊳	その他控除 ㊴	控除額合計 ㊵
<small>超過勤務手当等には教職調整額が含まれています。その他給与には義務教育等教員特別手当、有資格者手当、非常勤講師手当、臨時研修手当も含まれています。非常勤職員の特給手当(日給単価)、調整手当(勤務日数)、広域移動手当(勤務時間数)、管理職手当(勤務分数)もそれぞれ記載されています。</small>						
備 考						

- ① 級号俸：俸給表の種類，級，号俸。昇給は1月1日に評価と勤務状況に応じて行う（規則9条）
- ② 給与支給日：支給年月日（毎月17日，ボーナス6月30日，12月10日）
- ③ 俸給支給額：俸給月額（規則別表1）＋俸給の調整額
俸給月額はH18年3月31日の額を超えるまではその額（現給保障）
俸給の調整額は、(大学院手当など職務に応じた調整数)×(俸給表に応じた調整基本額，規則別表3)
- ④ 扶養手当：扶養配偶者13,000円，その他の扶養親族6,500円＋（15～22才の子5,000円）（規則13条）
- ⑤ 調整手当：③×0.03，嘗ての地域手当を改正（規則14条1項）
- ⑥ 広域移動手当：60km以上離れた勤務地の場合の手当（規則14条2項）
- ⑦ 管理職手当：管理職の区分により25,000～110,000円（規則11条，別表4）
- ⑧ 住宅手当：家賃12,000円以上の場合家賃に応じて0～27,000円支給，持家5年間2,500円（規則15条）
- ⑨ 単身赴任手当：単身赴任者に配偶者との距離に応じ，23,000～68,000円支給（規則17条）
- ⑩ 超過勤務時間：通常超過125%，休日135%，深夜超過150%，休日深夜160%（規則20～23条）
時間単価は（③＋⑤＋⑥＋⑦＋⑭＋⑯＋有資格者手当＋義務教育等教員特別手当）÷155
- ⑪ 超過勤務手当等：⑩の時間に対応する超過勤務手当，附属学校教員の教職調整額（俸給月額×0.04）
- ⑫ 期末手当：（規則26条）
6月1日 [（③＋④＋⑤＋⑥）＋役職段階別加算額] ×1.4×期間率（1～0.3）
12月1日 [（③＋④＋⑤＋⑥）＋役職段階別加算額] ×1.6×期間率（1～0.3）
- ⑬ 勤勉手当：評価結果と勤務状況に応じて成績率を決定し，6月1日と12月1日に支給（規則27条）
[（③＋⑤＋⑥）＋役職段階別加算額＋特定幹部職員役職加算額] ×成績率×期間率（1～0）
- ⑭ 初任給調整手当：医歯学教員に採用から35年間50,000円以内で漸減支給（規則12条）
- ⑮ 特殊勤務手当：特殊な勤務に対して支給（規則18条）
- ⑯ 大学貢献手当：貢献と負担が大きい運営上の役割を担う管理職以外の教育職員に支給（規則19条2項）
- ⑰ 宿日直手当：（規則24条）
- ⑱ 通勤手当：交通機関は運賃相当額55,000円以内，自動車等は距離に応じ2,000～24,500円（規則16条）
- ⑲ その他給与：③～⑱以外の給与（有資格者手当，義務教育等教員特別手当など）



男女共同参画の課題とは - 女性教職員懇談会報告 笹倉万里子

みなさんご存じのように、国は1999年に男女共同参画基本法を制定し、男女が社会の構成員として対等である社会、すなわち男女共同参画社会を目指すとうたっています。また、文部科学省は、「女性研究者支援システム改革」と銘打って大学や研究機関で、特に理系の女性研究者を増やすことを目的とした助成を行っています。

このように、国が男女共同参画社会を目指し、大学においては特に女性研究者を増やそうという姿勢を明確にしている中、岡山大学では、ダイバーシティ推進本部の中に男女共同参画室を設置し、岡山大学における女性教職員支援を行おうとしています。そこで、組合は、今回、男女共同参画室の前身である男女参画WGのメンバーと、実際に岡山大学で働いている女性教職員との懇談会を開催いたしました。以下、その懇談会の報告を行います。

女性教職員懇談会は、2月末の平日の昼休憩の時間に行いました。参加者は男女参画WGの方も含めて全部で10名(うち男性1名)でした。短い時間でしたが、みなさんおひとりおひとりに、日頃思っていたらしゃることを話していただきました。それぞれの方のお話にいろいろと考えさせられることがありました。ここでは、全てはご紹介できませんが、それらのお話を伺って私が感じたことを述べさせていただきます。

今回、特に強く私が感じたことは、みな、働くことに誇りを持ち、働きたいと思っているのだな、ということでした。これはきっと今回参加された女性のみならずだけでなく、男女を問わず、働いている方みなさんの思いだと思います。その「働きたい」という気持ち、それを活かした職場にしていきたい、とあらためて思いました。そしてもう一つ、ほとんどの人は、日常的に仕事をしている中で、女性だから不利益を被っていると感じることはない、とおっしゃっていたこと

が印象的でした。すなわち、仕事をしている上で、男女が対等でないと感じることはないということです。

では、岡山大学では男女共同参画社会がすでに実現されていると言っていいのでしょうか。いえ、やはりそうではないようです。参加者が日頃困っていること不安に思っていることとして今回の懇談会で話題にのぼったことは、たとえば、

- ・子育てと仕事の両立の困難さ
- ・短時間勤務職員の雇用期限の問題
- ・一度仕事を辞めると再就職で同じ仕事にはつけないこと



でした。どれも本来女性だけの問題ではないはずのものばかりです。それなのに、それらの問題で一番影響を受けるのは女性であるのが現実です。岡山大学の教員における女性比率、特に理系における女性比率は、全国平均に比べても低いものです。役職付きの事務職員における女性比率もお世辞にも高いとは言えません。これらはいったい何を示しているのでしょうか。

教養ある岡山大学の個々の教職員のみなさんが、日常業務の中で女性差別的発言をしたり女性を差別的に扱うことは、ほとんどないのだと思います。むしろ、個々の教職員は積極的に男女関係なく優秀な人を認めているのだと思います。けれども、それらの人が集まってできている「岡山大学」という集団の中では、男女共同参画社会とはいえない社会が形成されているようです。なぜそうなってしまうのかを考えると、そこには興味深い課題があるように思います。

今回の懇談会は、参加して下さった男女参画WGのメンバーを通じて大学の男女共同参画室の今後の施策に反映されると期待しています。月末でもあり、学期末でもあったため、参加したくてもできなかった方もいらっしゃったと思います。また、機会を作ってこのような会を持ちたいと思っております。ご意見・ご感想など、是非組合の方へお寄せくださいませ。

-
- ① 共済短期：(健康保険)，標準報酬月額⑧×0.02947
 - ② 介護掛金：(介護保険)，標準報酬月額⑧×0.00318
 - ③ 共済長期：(年金保険)，標準報酬月額⑧×0.075125
 - ④ 労働保険：雇用保険と労災保険，そのうち雇用保険労働者負担分(給与支給総額×0.006)
 - ⑤ 非課税金額：給与支給総額から社会保険や通勤手当など非課税支給額を差し引いた額
 - ⑥ 所得税：非課税金額に対して源泉徴収税額表に基づいて決められる額。
年末には年税額と源泉徴収税額との差が年末調整されます。
 - ⑦ 住民税：前年の所得に対して課税され6月から1年間一定の金額が差し引かれます。
 - ⑧ 標準報酬等級，標準報酬月額：毎年1回，4～6月の給与(期末手当，勤勉手当などを除く)の平均値を元に「標準報酬の等級および月額表」により決められます。

単組だより

～「理学部 e-Learning サーバ利用講習会」の開催～

理学部職員組合は e-Learning による教育環境の改善を目指す理学部教務学生支援委員会をサポートするため、教務委員会との共催で教職員を対象に「理学部 e-Learning サーバ利用講習会」を開催しました（3月18日 12:00～13:20、理学部

地球科学科リフレッシュコーナー）。理学部の e-Learning



サーバである Moodle・sci は全学に先駆けて 2007 年度より運用されており、現在のところ約 40 の授業科目が登録され講義資料や自習教材の配布を中心に活用されています。URL は <http://mdl-sci.desc.okayama-u.ac.jp/moodle/> で、理学部 Web のトップページからもアクセスできますのでご覧下さい。

講習会では、まず千葉仁先生（理学部教務委員長）から理学部 e-Learning システムについて概要の説明があり、つづいて高柳俊夫先生（全学 IT 活用委員会委員、組合員）から効果的な e-Learning 導入に関する詳しい解説がありました。そして理学部 e-Learning サーバを運用している山川純次先生（組合員）により Moodle・Sci の利用講習が行われました。参加者 13 名のほとんどがノートパソコンを持参し、会場に臨時に設営された無線/有線 LAN を使って Moodle・sci に接続、e-Learning の新規登録から効率的な活用法までその場で操作しながら広範囲にわたって受講しました。

今回のように組合が企画し講師を務めた講習会は、教職員相互の学習の場を提供しただけでなく、組合による教務活動の支援にもつながっており有意義であったと思われます。また、組合からの昼食の提供も評判がよかったようです。今後も、教職員にとって有益な学習会を企画し、組合の存在をアピールして行こうと考えています。

無料法律相談『ユニオン』をご利用ください

セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。内定取り消しの相談にも応じています。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。

法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先:竹内真理 法学部准教授 内線 7 4 7 2
:中富公一 法学部教授 内線 7 5 1 0

♪♪♪教職員の皆様、

一緒に歌いませんか ♪♪♪

月にほぼ3回、通常は金曜の6時から、岡山市立北公民館に集まって歌っています。金曜の夜に声を出して歌い、一週間のストレスと疲れを吹き飛ばすのはいかがでしょうか。

音楽教育の専門家で声楽家の加藤晴子先生が、優しく手取り足取り教えて下さいます。先生の教え方がまた素晴らしいです。明るく楽しい気分になり、とても歌がうまくなったような気になります。

よし、ちょっとのぞいてみよう、と思った方、岡山大学職員組合（内線 7 1 6 8）にお電話しましょう



教職員共済生協

～安心ひろがる充実のラインナップ～

総合共済：月額 800 円の掛金で 10 種類の共済金
（火災・住宅災害・災害見舞・死亡・後遺障害・入院・休業・傷害・介護・個人賠償・退職）

詳細は、<http://www.kyousyokuin.or.jp/>

編集後記

暖冬の影響で3月中に咲いてしまうかと思われた桜も、4月の学生の入学式に時期を合わせるように満開になりました。連合体執行部は6月末までが任期ですが、この桜を見ながら希望や大志に胸ふくらませる新入生や新入社員のように、新たな気持ちで運動に取り組んでいきたい所存です。